

# 利益処分の承認(経営努力認定)について (平成25事業年度)

資料4-1

(案)

(地方独立行政法人法第40条;利益及び損失の処理等)

地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないとされている。

ただし、知事が評価委員会の意見を聴いたうえで、経営努力により生じた利益であると承認した場合は、目的積立金として整理し、翌事業年度以降、中期計画で定める剰余金の使途に充てることができることとされている。

※公立大学法人和歌山県立医科大学の中期計画で定める剰余金の使途;  
『地域医療支援センター(仮称)整備』  
『その他、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善』

## 経営努力認定の基準

- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益(≒自己収入)
- ② 中期計画(年度計画)の記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した場合に、その結果発生したもの
- ③ その他、地方独立行政法人において経営努力によることを立証した場合  
※地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

## 主な経営努力の状況

H25はH24の経営努力を引き続き行い、さらなる自己収入の増加に努めた。

- ① 自己収入の増加
  - 施設基準取得等によるDPC包括分の収益増(約785百万円)
  - 手術件数等増加による収益増(約522百万円)
  - 7対1看護体制による加算など(約442百万円)
- ② 費用の削減
  - ジェネリック医薬品への切り替え(約50百万円)

※過去の当期総利益

24年度; 2,177,822千円  
23年度; 1,497,876千円  
22年度; 499,951千円

